一般質問

本会議の映像はYouTubeにアップロードしております。
一般質問のページに掲載しているQRコードから動画を視聴することができます。

誰もが生きやすい社会を目指して!!

そうま市民の会
浦島勇一 議員
が問う！

共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

令和6年1月施行の同法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことが出来るよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。国民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい理解を深めるべく、本市の取組について問う。

Q. 基本理念として7項目を規定しているが、市民理解、学校教育、そして社会教育について問う。

A. 国は急速な高齢化による認知症患者の増加に対応するため、令和6年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定した。この法律では、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らせるよう、国と地方公共団体が認知症対策に取り組んでいくことが規定されている。

この法律の理念のもと、市は相馬市高齢者福祉計画および介護保険事業計画に基づき、主要施策として認知症高齢者支援の推進を進めているところである。

認知症に関する正しい理解を深めることはもとより、早期診断や早期対応による認知症予防が重要である。

具体的な取組として、9月の認知症月間には、SNSの活用や市役所でのパネル展示による啓発活動を実施した。また、市民・事業者向けに実施している認知症サポーター養成講座については、中学生の講座受講を進めているところである。さらに、学校での職場体験を通じて福祉現場を体験することで、認知症への理解促進になるものと考えている。

認知症患者や家族への支援としては、市や地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るほか、認知症の方や家族等が出会い、交流し、情報交換ができる認知症カフェでも、気軽に相談ができるように努めている。

市としては、誰もが認知症になり得るという状況を踏まえ、市民一人一人が、お互いに個性や人格を尊重し、その能力を十分に発揮し、支え合いながら共生する、活力ある社会を実現するため、市民とともに更なる取組を進めてまいりたいと考えている。

その他の質問

○R8年度行政運営について

↓動画は↓
↑こちらから↑

子どもの安全を最優先に！熊対策の徹底を強く求める!!

無会派
獺庭大輔 議員
が問う！

熊の出没による人身被害防止対策について

近年、近隣の市町村において熊の出没が多発しており、市民、特に子育て世代において不安が高まっている。市民の「生命の安全」と「子育ての安心」を守るため、児童生徒の登下校時における安全対策の現状と課題、さらに学校敷地内での熊出没時における緊急対応と関係機関との連携体制について、市の所見を伺う。

Q. 児童生徒の登下校時における安全確保対策の現状と課題について伺う。

A. 各学校では、熊の目撃情報を把握次第、速やかに保護者へ情報を発信する体制を整えている。熊の目撃時には保護者に緊急メールを配信し、家庭で登校前の安全確保や登校後は学校で校内待機させるなど状況に応じた対応をすることとしている。

児童生徒には熊に「出遭わないために」「出遭ってしまったら」など、場面に応じた具体的な行動を指導している。また、山上小学校では音楽を鳴らして熊を寄せつけない工夫、大野小学校では保護者からの要望を受け、安全な待機場所を確保するなど、地域の事情に応じた取組を進めている。

課題としては、学校、家庭、地域、関係機関の連携を強化し、社会全体でのより一層の安全確保対策の強化が求められているものと捉えている。

Q. 学校敷地内に熊が出没した場合における対応策と関係機関との連携体制について伺う。

A. 熊が出没した場合、警察や市、猟友会が追い払い・捕獲を行い、学校は校内放送で正確な情報を伝えながら安全な避難誘導を行い、警察や市教育委員会へ迅速に通報する。市教育委員会では、学校からの通報を受け、ただちに正確な情報を関係部署に連絡する。

市教育委員会としては、日頃から熊の出没に関する情報収集に努めるとともに、児童生徒の安全を最優先とした対応が迅速かつ確実に行えるよう、引き続き関係機関と連携していく。

その他の質問

○相馬市の将来を見据えた人口減少対策と若者との連携強化について
○交流人口がもたらす人流データの活用について

↓動画は↓
↑こちらから↑

請願・陳情のご案内

1. 請願・陳情とは？

市民の皆様が市政に対する意見・要望を反映させる方法として、請願・陳情があります。

請願は、憲法で保障された権利で、提出には市議会議員の紹介が必要です。

陳情は、請願と同じく市政に対する意見・要望を述べるものですが、特に法律では規定されていません。その内容が請願に適合するものは、請願と同様に処理され、市議会議員の紹介は必要ありません。

2. どのように取り扱われるの？

議会に提出された請願・陳情は原則として所管の委員会に付託の上、審査され、本会議で採択か不採択かが最終的に決定されます。

採択された請願・陳情は、願意実現に向けて、議会の権限の範囲で誠実に処理されます。

また、請願・陳情の委員会での審査の際に、希望があれば、意見陳述（提出の趣旨説明）をすることが出来ます。

請願・陳情のフロー図

請願・陳情 → 請願者・陳情者 →（提出）→ 議長（受理）→（上程）→ 本会議 →（付託）→ 委員会（審査）→（審査結果報告）→ 本会議（議決）→（結果通知）→ 請願者・陳情者

請願は紹介議員が必要です

趣旨について意見陳述することが出来ます

3. 請願・陳情の出し方は？

請願書・陳情書は、市政に対する意見・要望をできるだけ簡単に、日本語文で趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合は名称と代表者の氏名）および紹介議員名（陳情書は不要）を記載し、押印したもの（※署名の場合は押印は不要）を議長宛てに提出してください。

詳細につきましては、議会事務局（0244－37－2177）までお問い合わせ下さい。

請願・陳情の書式例

表紙

○○○○○○○に関する請願（陳情）書

令和　年　月　日

紹介議員
請願（陳情）者 住所 ○○○○○○○
氏名 ○○ ○○ 印

内容

○○○○○○○に関する請願（陳情）書

要旨 ……よう請願（陳情）します。

理由 ……

令和　年　月　日

請願（陳情）者 住所 ○○○○○○○
氏名 ○○ ○○ 印

相馬市議会議長 ○○ ○○様